

自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる(Ⅲ)

川村 雅則

1. はじめに

公契約領域で働く者の実際の支給賃金額もさることながら、予定価格積算時に使われている、賃金の算出根拠と金額（以下、賃金データ）を明らかにすることの重要性を述べ、前号では、野田市の賃金データ、つまり、野田市公契約条例で設定された賃金最低額を具体的に取り上げた。賃金データが示されることで建設的な議論が可能になる。野田市の取り組みに触発された筆者も、道内の幾つかの自治体に賃金データ—工事分野では、公共工事設計労務単価が使われていることが明らかなので、委託業務分野と指定管理分野における賃金データの提供を求めた。その結果は次号以降で紹介し、今号では、情報開示の手続きやそこで感じたことなどをまとめておく。各地で同様の作業を進める際の参考になればと思う。

2. 賃金データの開示を求める

委託業務にせよ指定管理業務にせよ、それぞれの事業を担当・所管する課（以下「担当課」）が存在するが、委託業務は契約課で、指定管理業務は行政改革を推進している課で、情報がそれぞれ取りまとめられているのではないかと思う（後者は、札幌市の場合、「総務局行政部改革推進室推進課」）。そのことを念頭におきながら、まずは、情報（公文書）開示請求の窓口を訪問し、手続きを取ることになる。

(a)行政情報課(情報開示請求窓口)——(b)契約課、
行革推進課——(c)(個々の事業の)担当課

もつとも、委託業務にせよ、指定管理業務（施設）にせよ、自治体によっては膨大な件数になるだろうから、全体を把握し、そこから幾つかの事業を抽出して賃金データの開示を求めるという流れになる¹。次のとおりである。

- ①委託業務一覧、指定管理業務一覧を入手する
- ②幾つかの事業を抽出して、賃金算出根拠と賃金額の情報開示を求める

指定管理については、導入施設一覧をウェブサイトで公開している自治体が多いようであるから、①の工程は不要になる。委託業務についても公開している自治体もある。札幌市はどちらも公開している。該当ページまでの「道順」を示しておく。

- ・ ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>入札契約案件情報>入札等結果一覧
- ・ ホーム>市政情報>政策・企画・行政運営>市役所改革>指定管理者制度>指定管理者による管理運営が行われている施設

委託業務のページでは「市長部局（交通局、水道局及び病院局を除く各部局）における物品購入等及び役務契約について、入札及び随意契約の結果」が掲載されている。ここからさらに「過去の結果一覧」のページにもぐれば、1年分の事業リストが入手できる。

3. どの事業の賃金データの開示を求めるか

次に、数ある事業のなかから、どの事業の賃金データを求めるのが検討課題になる。事業

表 施設の性格別にみた指定管理者導入施設

①レクリエーション・スポーツ施設	体育館、武道場等、競技場(野球場、テニスコート等)、プール、海水浴場、宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)、休養施設(公衆浴場、海・山の家等)、キャンプ場、学校施設(照明管理、一部開放等)等
②産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
③基盤施設	公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道週末処理場、港湾施設(漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等)、霊園、斎場等
④文教施設	図書館、博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所(青少年の家を含む)等
⑤社会福祉施設	病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

出所：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(2016年3月25日公表)」。

や施設の性格を意識して——言い換えれば、そこで働くことが想定されている「職種」を意識して——可能な限り数多くの職種別賃金データが把握できるよう、事業を抽出することになる(性格の似た事業・施設では、おそらく、同じ職種別賃金データが使われていると思う)。

指定管理を例に述べると、札幌市の場合には、「指定管理者による管理運営が行われている施設」は2017年12月現在で425件である。そこで、総務省の分類(表)を念頭に、施設の性格を考慮に入れながら、一定の件数を抽出して、情報開示請求を行った。株式会社、社会福祉法人、NPO法人、町内会など、指定を受けている団体の性格を念頭に置いたデータ請求も、実際の支給賃金額と比較する際に役立つと思われる(例えば、予定価格積算時に使われる賃金算出根拠・金額と、実際の支給額との間の相違は、指定管理団体の性格によって何か特徴があるのかどうか、など)。

4. まとめに代えて

以上のような工程で賃金データの提供を各自治体に申請したわけであるが、すんなりとデータが入手できたわけではない。

まず、求めているデータを情報課の職員や契約課・行革推進課の職員(先の囲み内の(a)(b))に正確に理解してもらう必要があるのだが、そこはクリアできても、彼らから、各事業の「担当課」職員に説明された段階で、正確

に伝わらなかったのか(あるいは(a)(b)でも正確に伝わっていなかったのか)、こちらが求めていたのと異なるデータが提供されたこともあった。具体的には、人件費の「総額」データが提供されるケースである。念のため言えば、必要なのは、人件費総額データではなく、その積算に使われた(職種別の)賃金データである。

こうした経験から思ったのは、最少の経費で最大の効果を、という地方自治法上の目標もあって、自らが設定する賃金算出根拠・金額によって現場労働者の支払い賃金が左右される、という問題意識は、自治体当局の内部では必ずしも高くないのではないかと、ということである。公契約条例制定の気運が自治体間に広まらない現状を垣間見た思いがある、とは言い過ぎだろうか。

次号以降では、開示された情報を紹介していく。

(かわむら まさのり 北海学園大学教授)

1 職種別賃金データリストのようなものが自治体で整理されているのであれば、わざわざ、こうした手続きも不要になると思われるが、私が聞いた範囲では、そういうものは作成されていないようである(もっとも、リストとまでは言わないまでも、類似のものは、少なくとも「担当課」にはあると思う)。なお、野田市の場合には事業件数が限られていたこともあって、条例の対象となっている全ての委託業務と指定管理施設の賃金データの提供を受けることができた。